

第6回栃木県産業再生委員会地域金融再生部会議事録

日 時 平成17年9月14日(水) 14:00～16:00

場 所 栃木県総合文化センター特別会議室

出席者

< 委員 >

須賀部会長

宇野委員、小川委員、菊池委員、久保委員、小高委員、佐藤委員、中川委員、
中村委員、畑山委員、増山委員、峰岸委員 (欠席2名)

< 県 >

須藤副知事、小林商工労働観光部長、大柿野口商工労働観光部次長兼産業政策課長、
野口商工労働観光部次長、高野経営支援課長

会議内容

1 開 会

【須賀部会長】

本日、本年度初めての部会ということになるが、本年度もよろしくお願ひしたい。昨年度後半は、知事から諮問を受けた「足利銀行の望ましい受け皿」について委員各位の御理解、御協力をいただき、集中的かつ熱心にご審議を賜った結果、部会として報告書をまとめることができた。部会長として改めて関係者の皆様方に御礼を申し上げる。

本年度の当部会については、去る7月1日に開催された本委員会です承されたとおり、「受け皿」については、状況の推移を見守るということで、当面「本県に必要な金融施策の方向性」をテーマとして検討を進めていくことになった。本日の会議については、まず、最初に、昨年11月の当部会でご審議をいただいた「地域金融再生部会検討項目」について、私から確認をさせていただきたい。次に、「足利銀行の破綻・一時国有化に伴う県制度融資等での対応状況」について、事務局から現状を踏まえながら説明をいただく。3番として信用保証の状況等ということ、県信用保証協会の増山委員から、中小企業金融の円滑化のために重要な役割を果たしている「信用保証制度」の現況について説明いただき、共通認識をお持ちいただきたい。

その後、質疑、意見交換、検討ということを一括してご検討いただきたいと思います。

以上、本日はこのような流れで部会を進めてもよろしいか。また、本日の会議は公開として進めてよろしいか。

(異議なしの意見)

本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、本県に必要な金融施策の方向性ということ、資料1をご覧ください。これは、昨年11月、当部会で審議いただいた検討項目である。

「1」については、昨年後半の比較的早い時期に、現状分析と課題ということ、共通の認識をさせていただいた。「2」については昨年12月から3月まで、足利銀行の受け皿として審議いただき、部会の報告書をまとめた。3月以降、特に大きな状況の変化はないので、当面状況の推移を見守るといふことにさせていただきます。このことは7月の本委員会でも了承いただいている。

本日は、本県に必要な金融施策の方向性ということ、現状の金融情勢、また、信

用保証協会などの状況のお話をいただいた後で、ご議論をいただければと思っている。
それでは、足利銀行の破綻・一時国有化に伴う県制度融資等での対応状況について、高野経営支援課長から説明をお願いしたい。

【高野経営支援課長】

昨年11月に開催された第1回の部会において、平成16年9月末までの足利銀行の破綻・一時国有化に伴う県制度融資等での取り組み状況を報告させていただいたが、かなり時間が経過しているため、本日は改めてそのときの概要とそれ以降の対応状況について説明をさせていただきます。

初めに、前回報告の概要は、お手元の資料No2-2をご覧ください。一時国有化直後の対応として、当面の県内企業からの緊急的な資金ニーズに対応するため、直ちに緊急セーフティネット資金を創設するとともに、既に融資を受けている経営安定資金についても、リスケジュールによる企業の資金繰りの安定化を図り、借換要件の緩和措置を講じたところである。すなわち、貸付残高3分の1以内から3分の2以内ならば借換えを可とした。また、経営計画において示された足利銀行の不良債権処理のスケジュールを踏まえ、再生可能な企業の再生、経営改善を支援するため中小企業再生支援制度の拡充を図った。特に、金融環境の変化を一番受けやすい従業員20人未満の小規模企業向けの再生支援資金として、小規模企業パワーアップ資金を創設。併せて、県、商工会議所、商工会などに相談窓口を開設し、経営改善のためのアドバイスや経営改善計画の作成を支援する体制を整備したところである。

さらに、県内金融機関等と連携し、投資効率よりも企業再生を重視した地域企業再生ファンドの早期組成に努めた。その結果、昨年8月には、主として中堅企業対象としたとちぎ地域企業再生ファンド、10月には中小企業向けのとちぎ中小企業再生ファンドがそれぞれ組成されている。

その後の制度融資等の状況について、資料No2-1に基づき説明させていただきます。

まず、緊急セーフティネット資金を含む経営安定資金による対応状況については、昨年10月以降、融資要件等に関する新たな変更点はない。この資金に対する資金ニーズについては、足銀破綻直後の緊急かつ一時的な資金需要がほぼ一段落し、平成16年度に入り1件当たりの借入申込額も少額化してきており、比較的落ち着いた状況で推移している。今後は、抜本的な経営改善や再生に向けた企業からの資金需要が中心になると見込まれるので、緊急セーフティネット資金については、引き続き落ち着いた状況で推移するものと思われる。

中小企業再生支援資金による対応状況では、足銀は昨年6月に公表した経営計画において、不良債権の比率を最終的には6%台にまで改善することとしている。実質破綻先以下の債権のオフバランス、破綻懸念先以上の債務者については、あらゆる再生手法を活用した債務者区分のランクアップを通じて、取引先企業の再生と自らのバランスシートの改善を図り、不良債権の圧縮を図ろうとするものである。県においては、足利銀行による再生可能な企業に対する支援の取り組みが本格化することを踏まえ、中小企業再生支援資金の融資要件などの改善を図ったところである。現行の再生支援資金は、平成14年の12月、全国に先駆けて制度化したものであるが、厳しい経営内容の企業でも経営改善の可能性があるならば、メイン行主導により当該企業の資金繰りを支えていこうという趣旨の資金である。しかしながら、足利銀行破綻以降、これまでのメイン行主導による再生支援に加え、再生支援協議会やさまざまな再生支援スキームなどを活用しながら、より複雑な再生案件に対応し真の企業再建を目指す資金への変革が必要との認識のもと融資条件等の見直しを行い、平成16年10月13日から運用を開始したところである。見直しの内容については、対象者に新たに産業再生機構あるいは地域企業再生ファンドなどの再生支援機関の支援決定を受けたものを追加した。それとともに資金用途について、原則として信用保証協会の保証付きの県制度

融資ならば借換えができるように措置した。併せて再生支援協議会を活用する場合には、第2次対応の決定以後、経営改善計画が作成されるまでの間に、金融機関が融資したプロパーのつなぎ資金についても借換え対象に加え、借換えができる資金の範囲を大幅に拡大した。また、資金ニーズについても、相応のボリュームになることが想定されたので、融資限度額を5,000万円から1億円に引き上げるとともに、融資期間も7年から10年に拡充した。さらに、平成17年1月31日から、産業再生機構等の公的な支援機関により作成をされた再生計画の着実な実施を担保するため、再生計画の中で既存債務の償還期限の延長が計画されている場合にあつては、県制度融資の既存債務を再生支援資金で借換える場合に限り、融資期間を10年から原則15年まで延長することができる特例措置を設けた。

事業転換促進資金については、建設業などの供給過剰業種では競争が激しく、なかなか収益の向上が見込めないといった構造上の問題がある。こうした業種に属する企業がスムーズに新分野に進出し、または、経営の軸脚を別の新たな事業に移行できるよう、今年度から県制度融資に新たな事業転換のための資金を整備した。融資限度額は設備資金5,000万円、その他、融資条件は記載のとおりである。さらに、企業が自ら事業転換計画の作成するに当たり、必要に応じ、県の経営改善特別相談窓口において、中小企業診断士等の専門家の支援が受けられるように措置した。

次に、これらの資金の融資状況。まず、経営安定資金のうち、緊急セーフティネット資金については、足利銀行破綻後の平成15年12月1日から16年3月31日までの4カ月間に380億3,015万円で、1月平均の融資額では約95億円となる。これが、16年度1年間における1月平均でみると約7億円と大きく減少している。さらに、今年度7月31日までの4カ月間の1月平均は約3億円となっている。時間の経過により、低減してきており、資金ニーズという面では落ち着いてきている。

中小企業再生支援資金について16年度は34件の利用があり、うち31件が、小規模企業向けの再生支援資金である小規模企業パワーアップ資金の利用となっている。資金繰りの厳しい小規模企業の資金調達環境の改善に、一定の成果があつたと考えている。今年度創設した事業転換促進資金については、現在までのところ利用の実績はないが、これからニーズがあるものと考えている。

再生支援機関のその後の支援状況。とちぎインベストメントパートナーズが運営している地域企業再生ファンドの投資決定の状況をみると、中堅企業向けBファンドについては、産業再生機構と連携し、既に11件の投資決定がなされている。また、中小企業向けのAファンドについては、1件の投資決定がなされている。

宇都宮商工会議所が産業活力再生特別措置法の規定に基づき、国から委託を受けて設置している中小企業再生支援協議会における支援状況では、平成15年3月の設立以来、平成17年7月末までに、264社からの相談が寄せられた。相談の内容に応じて各種の助言、専門家の紹介、経営改善計画の作成の支援などを通じて、意欲を持っている企業の再生への取り組みを支援している。とりわけ、経営改善計画の作成支援を行う第2次対応については、16年度の後半から件数が増加をしており、今年度の7月末現在で52社になっている。これは、全国トップの支援件数である。加えて、企業再生を円滑に進めるために本年度から税制上の支援措置が新たに追加をされ、協議会が関与し、一定の手続により債務免除が行われる場合にあつては、評価損の損金算入、また、期限切れ欠損金の優先利用が認められている。

県や商工団体に設置している経営改善相談窓口については、再生支援協議会とも連携を図りながら、どちらかといえば規模が小さく、協議会のような大がかりな手法、また、複数金融機関間の調整を行わなくても十分に改善が見込める企業を対象として昨年7月から開設している。制度融資やマル経資金等の金融面での助言、相談に加え、中小企業診断士や税理士による相談企業の経営改善に向けた具体的なアドバイス、経営改善計画作成の支援、そういった県内企業の経営改善に向けた取り組みを支援して

いる。実績については、17年7月末現在、県窓口で317件、商工団体の窓口で370件、計687件の相談が寄せられ、これらのうち企業の希望で中小企業診断士等の専門家による経営改善に向けた具体的助言を行ったものが182件あった。うち経営改善計画の作成支援を行ったものは57社となっている。

【須賀部会長】

ただいま、足利銀行破綻対応資金の融資状況等について説明をいただき、直近の状況をご理解いただいたと思う。

ここで、公務のために須藤副知事が退席になるので、一言お願いしたい。

【須藤副知事】

間もなく議会運営委員会があるため、大変恐縮であるが、途中で退席をさせていただく。熱心なご議論いただくようお願いする。

【須賀部会長】

栃木県信用保証協会の増山委員から議事 信用保証の状況について、説明願いたい。

【増山委員】

資料3-1の保証承諾、保証債務残高、代位弁済について、簡単に説明させていただく。保証承諾は、企業から保証の申し込みがあった場合、協会が審査した上で保証するが、その年度に保証した金額の合計額を指す。保証債務残高というのは、これとは別に、その年度ごとに保証している金額の年度末の残高である。代位弁済は、企業が倒産等によって金融機関への返済ができなくなった場合、協会が保証した金額について、企業に代わり金融機関に対して支払うことである。つけ加えると金融機関に代位弁済した後は、その金額について協会が債権者となって企業やその保証人に支払っていただく必要がある。

セーフティネット保証については、中小企業庁の肝いりで、平成13年1月に創設された保証制度である。例えば取引先の金融機関の破綻、具体的に言えば宇都宮信金や足利銀行が破綻して経営の安定に支障を来している中小企業者について、保証協会の保証限度額を別枠化したということである。例えば通常の場合は、1企業2億8,000万円ということになるが、セーフティネットを利用した企業は、別枠で2億8,000万円の利用できる優遇された保証の措置となっている。当協会では、足銀の一時国有化以降、県内中小企業の皆様の利便を図り、このセーフティネット保証については、通常の保証審査よりも一歩踏み込んだ形で保証審査をさせていただいている。さらに、保証料は、0.8%とかなり格安に設定されている。

資料N03-1「栃木県信用保証協会の主要業務の推移」について、説明させていただく。保証承諾は、平成14年度は県制度融資386億円、市町村制度融資227億円、その他が1,552億円で、合計2,166億円となっている。平成15年度になると、県制度融資が880億円(対前年比209%)と大きく増加し、合計2,915億円と、前年比134%保証が増加した。これを全国ベースで見ると、108%増なので、本県は、非常に大きく伸びたということが言える。平成16年度では、若干の落ち着きを見せている。そのうちセーフティネット保証はどのくらいあるかというと、平成14年度は86億円しか残高なかったものが、平成15年度は足銀の一時国有化によって、1,316億円(対前年度比1,517%)と非常に大きな数字になった。平成16年度になると、若干落ち着きは見せているものの、保証承諾そのもののは1,183億円と大きな数字となっている。

保証債務残高について見ると、県制度融資は、平成14年度625億円の保証残高であったが、平成15年度1,047億円、平成16年度1,076億円と、非常に増えている。合計額も平成14年度、4,346億円であったが、平成15年度4,615億円と対前年比106%の

増、全国ベースは93.7%と減少している。平成16年度になると、若干落ち着いてきまして、保証債務残高は4,332億円(対前年比93.9%)となっている。そのうちセーフティネット保証は、平成14年度123億円であったが、平成15年度は、その10倍以上の1,277億円、平成16年度1,941億円と大きく伸びている。

代位弁済についてみると、平成14年度126億円、平成15年度は94億円と足銀が国有化されたのに減少している。こういった場合は増えるものと思われるが、代位弁済の場合は、翌年度、さらにその次の年度に影響が出てくるものである。平成14年度が代位弁済が増えたのは、宇都宮信金ほか県内7金融機関が平成13年度に破綻したので、翌年の14年度にかなりの代位弁済額が出たということである。話を戻して、平成16年度になると123億円ということで、影響がでてきたと言えるのではないかと。

今までの話を総括すると、足利銀行の一時国有化以降、県と国のセーフティネットの保証が県内中小企業者の資金繰りにとって効果的であったということがいえる。

資料No3-2「中小企業政策審議会において検討されている「信用補完制度のあり方」について」説明させていただく。

これは、中小企業庁の中小企業政策審議会において検討されている「信用補完制度のあり方」の内容である。

信用保証制度はこれまで50年以上、中小企業者に対する金融の円滑化のために重要な役割を果たしてきたが、近年、金融環境が大きく変化する中で信用補完制度の設計や運用面についての見直しが必要となったということである。

「利用者の利便性の向上に向けて」では、経営支援・再生支援の強化などについて検討している。ただ、当協会においては、これらに先駆け、平成16年10月から中小企業診断士4名を中心として総勢8名による企業支援担当を設置している。さらに、協会独自の保証制度として、平成14年12月にとちぎビックサポート保証を創設した。企業の経営改善計画書を担保とする全国協会初の試みであり、NHKのテレビ番組でも紹介された。保証制度の多様化・柔軟化のための見直しについては、中小企業金融の担い手の多様化で、信託会社などが保証申し込みをしてもいいのではないかと、ということを提言している。この中で重要なことは、保証料率である。現在のように保証料率が一律であることがかえって中小企業者にとっては不公平感を生じるので、企業の信用度を適切に考慮した保証料率の構築が必要であると、こういう提言もしている。保証協会の事務の簡素化・効率化については、保証申込みの様式や事務手続について全国統一と簡略化を図るとのことである。

「金融機関との適切な責任共有により連携強化をはかる」では、これから大きな問題になってくるとされる部分保証による責任分担。これは、金融機関と協会が適切な責任分担を図り、お互いが連携して中小企業者に対するきめ細かい支援をさらに進めるために部分保証を導入したらどうかということ。簡単に言えば、1,000万円の保証申し込みが入ったら、800万円が保証協会の保証づきで、200万円は金融機関がプロパーでおやりなさい、こういうことを言っている。ただし、中小企業者の資金調達に配慮して、金融機関が保証利用額に応じて一定額の負担金を協会に支払うといった負担金制度も同時に検討しなさい、といている。これは、零細企業になると、全部が借りられないのではないかと問題があるので、こういった負担金制度を考えなさい、とうことになっている。

「信用補完制度の持続的な運営基盤を確立するため」では、保証収支の改善、これは、協会自ら事務の合理化によるコスト削減、電算機の共同化等によるコスト削減も図りなさいということ。保険収支の改善では、協会が保証した債務の保険部門を担うところが、中小公庫であるが、中小公庫の事務コストの削減や保険設計の見直しを考えていただきたいということである。また、地方自治体による制度融資の見直しでは、ある県では、地方自治体の制度融資が非常に数が多く、今後はその整理見直しが必要というようなことも言われているところもある。

最後にガバナンス。「信用補完制度の運営規律の強化と適切な評価」ということで、協会がより社会的に認知度が高い組織となるために、年度経営計画を策定して公表し、第三者による評価が必要であるということ。ただし、年度経営計画の策定、公表につきましては、当協会は、数年前から実施している。

【須賀部会長】

ただいま増山委員から信用保証の状況及び中小企業政策審議会における検討事項である信用補完制度のあり方についても説明をいただいたところである。高野課長及び増山委員の説明について、質問等があればお願いをしたい。

【小高委員】

事業転換促進資金が、今のところ全然出ていないというのはどういった理由からか。

【高野経営支援課長】

県の制度融資のところにはまだこの申し込みはないということであり、県では把握はしていないが、金融機関と直で事業転換のための貸付はあるかもしれない。ただ、県には、相談はあるが、なかなか事業転換までは決断ができないということである。

【小高委員】

例えば建設業など、なかなか厳しい状況であるかと思うが、相談はあるけれども、業種転換までまだいかないという状況か。

【高野経営支援課長】

県の相談窓口等にきているものについては、業種転換なり、多角化なりという相談はあるが、なかなか最終的な決断ができない。現在、県の各土木事務所で定期的に窓口相談等も行うなど、相談体制は整えているので、これから増えてくるのではないかと考えている。

【須賀部会長】

中村委員に、中小事業者の動向あるいは金融関係について、意見を伺いたい。

【中村委員】

ただいま県と保証協会から説明を受け、結果として中小零細企業とも、本当に助かった会社が多いと感じている。私、以前に商工会連合会の立場からも、ぜひ、保証協会を強化してほしいと申し上げたこと記憶しているが、本当に感謝申し上げます。

それから、増山委員の説明の中で、昨年末から今年にかけて、代位弁済が増えているとの説明があったが、このことについてお聞かせいただきたい。

【増山委員】

平成15年から16年度は代位弁済が94億円から123億円に増加したということであるが、平成14年度126億円というのは、平成13年度に県内の信金を初めとする7金融機関が破綻をしたということの裏返しであり、破綻後の2、3年あとに代位弁済が結構出てくるという傾向がある。したがって、足銀一時国有化の影響で平成16年度に123億円(対前年度比131%)の代位弁済となったのではないかと考えられる。全国ベースでは81%、本県では131%の代位弁済になるので、そのことが証明している。

これから金融機関の不良債権の処理がどんどん進んでいった場合に、代位弁済が現状で納まるかどうかというのはこれからのことであるが、現状は余り大きくぶれていないので、今年度は対前年度並みにぐらいになるのではないかと考えている

【須賀部会長】

関連として、代位弁済については、内容と量だと思う。内容というのは、廃業して、担保処分による処理なのか、あるいは事業転換も含めて、再生のためにこういった形になって代位弁済が出てきたのか。また、量についてはほぼピークアウトしたのではないか。その辺について補足説明していただければありがたい。

【増山委員】

基本的に、金融機関の企業を再生する方向が大きければ大きいほど代位弁済は少なくなってくると思う。単純にだめ(再生が難しい)だから、切り捨てるようなことになると厳しいと思っている。

【須賀部会長】

確かに、金融機関のスタンスというか、取り組みによるところは大きい。

【増山委員】

ただ、先ほどお話ししたように、全国ベースでは、平成16年度は対前年度比81%代弁である。ところが、本県は131%で全国1位。このような現状が事実であるということだと思う。

【中村委員】

昨年から製造業が非常に元気が出てきたということは、データにも出てきており、昨今の景気回復の一翼を担っているのは、個人消費よりも設備投資というふうに報道されている。この設備投資は、大企業を含めて中小企業がこれかどうなるかということに興味を持っている。私の会社では、金額は少ないが、積極的に昨年から改善投資と将来に向けての投資を積極的にやり始めている。というのは、日経ビジネスに工場は日本へ帰ってくるという特集があったが、その中身を見ると、やはり技術的に今までと違ったものにとらえ方をして、再生していこうということが載っていた。思うに、今までどちらかということ再生、再生という形できて、資金量的には、昨年からだぶついているというような話も若干聞いている。しかし、足銀一時国有化以後のこれまでは、中小企業もそれぞれの立場で、いろいろと県や金融機関の支援を受けながら、計画的に物事を処置していこうというようなことが一歩また前進した時期だったと思う。それを、もう一度、再生したからいいというだけではなくて、大変な時代であることは変わりが無いが、前向きの形に発想と行動を変えるときにきているのではないかと個人的に感じている。

国際化時代であるから、金融のあり方、資金の流れが変わってきていると思う。そういった中で、前向きな志のある企業については、県及び金融機関関係者に積極的な支援をいただけるようお願いしたい。

【峰岸委員】

金融機関等には、当座の残高が非常に多いが、なかなか零細企業までは回ってこないというのが現実である。その辺のところ、政府系金融機関を含めて、担保至上主義的なところが散見されるし、ほかの銀行もそれを脱していないと思う。なかなか改善計画だけでは借りにくいという点は多々あるんだろうという実感がある。

確かに、足利銀行を含め相当貸し出しに努力している経緯はよくわかるし、資金が欲しいところに全て貸してしまえば不良債権になってしまうので、難しいのは承知しているが、その見きわめというのが、まだまだ十分でないと感じている。やはり、担保や保証人が中心で、公共的な使命よりも、やや金貸し的なニュアンスのところがあると思う。デフレもここまで来ると、担保余力のあるところというのは少ない

ので、新しく何かをやるうとかというのは、よほど目を利かせていただかないと、資金は回っていかないのではないかと思う。

いろいろな景況指数はよくなっている。県全体を見ると、日産、ホンダ、キャノンなど、元気のいい大手企業が立地しているので指標は上がっていると思うが、すそ野である地場の産業や商店などについては、一向によくなっていないと思っている。

【小川委員】

中小企業等の再生については、きょうの日経新聞でも出ていたが、中小企業再生支援協議会の協力を得ながら28先について事業再生をしている。それ以外に中小企業再生支援協議会の対応では、規模が小さ過ぎる企業については、私ども独自で公認会計士と顧問契約を結び連携をとりながら再生をしていきたいと考えている。

また、国民金融公庫と商工中金と契約も結んでおり、新事業等についても、取り次ぎできるような体制をとっている。

【菊池委員】

中村委員から設備資金の話があったが、栃木県の場合には、他県と比べると設備資金の需要というのは、現在までは非常に少なかったと感じている。既に、九州地区の金融機関では大幅な貸出しの増加に転じているということも聞いている。

また、日本のトップ企業であるトヨタ自動車の名古屋では、トヨタの系列、子会社から孫会社まで全部ある。栃木県の場合にも大手企業がたくさんあるが、比較的その子会社というのは少ない。そういった問題で、大手企業が設備更新をすると子会社、孫会社、その下請まで波及するが、栃木県の場合の製造業の構成が違うため他県よりも若干遅れていると感じている。ただ、実態面で見ると、最近になって、中小企業の経営者から、省力化や合理化投資の相談をいただいているので、県内についても、設備資金がこれから出てくるのではないかと。

峰岸委員の意見で、なかなか零細企業には資金が行き届かない、ということであるが、これについては、リレーションシップバンキングの機能強化計画として、2年間取り組んできた。それは、経営支援であり、企業再生であり、また、内部の体制、リスク管理、コンプライアンスなど、いろいろなことを実施してきた。これを受け、今年度4月から地域金融機関全てが計画を公表したところである。その中には、当然のことながら、担保に過度に依存しない融資の仕組みづくり、あるいは地域の企業と一体となって再生していこうという仕組みづくり、そういったものに携わる人材の育成など、それぞれの県内の金融機関が盛り込んで努力をしているところであるので、この効果がやがて出てくるものと考えている。

増山委員から、栃木県は全国平均の81%の代弁と比べると非常に多いと、意見があったが、これは、若干足利銀行の破綻に伴うものがあつたように感じている。また、これは、今後も今の数字から想定すると、恐らく、ちょうどこれの3倍ぐらいの代弁が出るのではないかと感じている。今後、最終切り分けが足銀で進んだ場合に、当然、真っ先に保証協会に対して代弁請求するということになるし、我々県内の金融機関も同一貸し出しがあるので、あわせて代弁をお願いするということになるかと思う。

貸出残高が少ないという意見については、今までも本当に努力されたけれども、残念ながら市場から退場する企業があり、不良債権処理として、バルクセールやRCCを活用して最終処理をしている。このため、一生懸命新規の貸し出しをしているが、その貸出額くらいを、各期末に一斉に不良債権処理をするため、なかなかプラスに転じないという苦しい事情もある。しかし、県内の各金融機関等も、何とかして中小企業に対する融資は増やそうという努力をしているので、今後もいろいろな面でご支援いただきたい。

【佐藤委員】

確かに、景気が上向いているという話は、よく耳にするが、実際、零細企業を含めたいろいろな経営者と話をすると、ほとんどの企業がそういう実感を持っていない。自動車やカメラなどに関連する金属加工、精密加工を行っている企業を除くと、そのほかの業種はほぼ総じて厳しい。一番の原因というのが、仕事はあるが、単価の切り下げが続いて利益だけが親企業にいつてしまい、末端でいろいろ頑張っている企業は、全く利益が出ずに仕事だけがきているという状況である。増して納期が非常に短くて発注量もまとまらないという、そういうようなしわ寄せがすべて中小零細企業にきているというのが実態だと思っている。その中で、結局は経営者が自分の持っている資金を何とかつぎ込みながらつないでいるが、新たな資金を借りられないから、これが底ついたらやめるしかないという、むしろそういった声が聞こえてくる。その辺を本当に考えていかないと日本の産業を支えている大もとのところがどんどん欠けてしまうのではないか。

先ほど、融資の返済条件の緩和の話が出たが、事実かどうかわからないが、一たんその適用を受けると、新たな融資申し込みをしても全然貸してもらえない、という声も聞くが、その辺のところの対応がどうなのか。

【高野経営支援課長】

現実的にはわからないが、例えば、融資条件緩和をして、借入残高が従前は3分の1の企業が、借り入れ残高が3分の2までならばオーケーですよ、というように改正をしたという話をしたが、そういった形で、条件緩和に努めている。ただ、個々の企業の再生の可能性といったものは、やはり金融機関等の判断によるところが大きいので、ケースバイケースということになるのではないか。

【佐藤委員】

一般的にケースバイケースで変わると思うが、一たん、ランクが落ちると融資が受けられないということを知ったので、その企業の将来性等も見極めて、新たな融資に対応できるような仕組みづくりが必要なのではないかと思う。

【久保委員】

保証協会の代弁がかなり高どまりになっていることが少し気になる。企業の資金繰りには、金融収支と経常収支の二つの面がある。経常収支というのは、本来、自分のところの本業が稼いで、それで経費を支払いプラスかマイナスかということになる。金融収支というのは、いったん借りると、返済がどんどん進んできて、本業は赤字ではないが、資金繰りがショートして手形の決済資金が無くなって倒産するというケースがよくある。一番大事なのは、企業にいいものを持っているのに、金融収支の悪化によって破綻をするということについてある程度配慮すべきだと思う。

個別企業が本業は儲かっているのに債務過多なので返済を待って欲しい、と申し込むと、金融検査マニュアルの中で条件変更といって、どうもあそこは経営状況が悪いということになる。大切なことは黒字破綻をさせてはいけないということである。

金融機関も反省しなくてはならないが、企業に貸込み、本業で多少の黒字なっているにもかかわらず資金繰りがショートし、手形の不渡りを出して破綻となる。この対応として、県あるいは保証協会が2年ないし3年の返済の猶予を与え、その間に再生させるといった制度をつくることも必要ではないかと思う。問題は、金融収支も経常収支もマイナスのところを今度どうするかということ。これについては、さっき、中小企業診断士などいろいろな専門家がいたので、経常収支の改善については、事業転換も含めて、県の相談窓口をつくることや、金融機関のリレーションバンキングの制度を活用して、きめの細かい指導を行っていくことも必要ではないか。

足利銀行ほか金融機関については、金融庁の金融検査マニュアルの縛りがあるため例えば、年間 100万円の利益しか上げられない会社が、1億円の借金を返すには何十年もかかるから、これは債務者区分は要注意、要管理、あるいは破綻懸念だとか言って、そこには貸し出しができない。こういったことを救う制度を県は充実させることが必要なことではないかと思う。

【中川委員】

北海道の拓銀の破綻で北洋銀行が、経常収支と金融収支が両方悪い企業を除いて積極的に支援をした。これは非常に大事なことで、いわゆるジャッジメント、目ききの能力というのが結局、決定的な役割を果たした。久保委員の話されたこの目きき、判断、融資、が大切なことだと思っている。

政治的な動きの中で聞くことは、中小企業支援協議会の A ファンド、B ファンドなどを活用して支援する企業と、中小零細企業、本当に大変な与信規模の小さな企業との間にモラルハザードがあるといった感情が非常に強い。産業再生機構とか、ある程度の規模の大きいところについては債務免除などいろいろあるけれども、中小零細企業に対しては非常に厳しい審査で、理屈に合わないということを強く感じたので、ジャッジメントの公平性と理論を明確にお示しいただく、そういう基準をつくるのが大事かと思っている。

今後、足利銀行が不良債権処理を計画的に3年で6%とすることを進めていくが、その動きが他の地域金融機関、あるいは信金信組の融資にも大きく影響するというのを考えれば、是非、足銀との関係を、県がもう少し連携を密にした形でウオッチングして、その判断基準についても介入していく必要があるのではないかと強く感じている。中小零細建設業等については、選挙をやっている暇はないというお叱りを受けるくらい、非常に大変な状況であるということ、肌身を感じている。

栃木県の場合は、まだ受け皿の問題、全然、何かもう忘れたかのようになっていて、1年10カ月たった受け皿の話が余り出てこない。受け皿は国の専管事項であるが、我々も政治の立場でしっかりと知事と執行部で進めていく必要があるのではないかと考えている。

【須賀部会長】

国の状況等について、畑山委員にお尋ねしたい。

【畑山委員】

現在の経済は、金余りの状態になっていて、議論が上滑りになっていると感じている。産業構造の転換とか、産業再生とか、本来、今一番本県としてもやらなきゃいけないことが逆に遅れている。具体的に言えば、アブダビサミット以降、為替介入をしたのでお金が世界的にも日本もじゃぶじゃぶで、不動産投資で言えば、都心を中心にファンドの期待するレートで言えば数%から、今もう2、3%、ひどいのは1%ぐらいまで落ちている。そういったことも含めて、金利は低い状態で、金が余っているので、産業構造の再構成が進んでいかない。これは、足利銀行の出口問題についても、そのことがプラスかマイナスかという議論になっていく。

信金から始まって足銀までの破綻した中で、災いを転じて福となすためには、市場化時代への対応という話になっていくと思う。そうすると、金融というのはポジネガの関係から言えば、原因ではなくて結果なので、実体経済がよく企業活動が活性化していけば、金融も手に手をとってということになると思う。

金融庁の考え方については、直接知っているわけではないが、メガバンクの目線で見えていくというところにじわっと近づいていると思う。そのときの切り口というのは、コンプライアンスと基準金利が車の両輪となる。市場化時代に合った金利の

つけかたをしているか、債務者区分をしているかということが重要視される。

市場化時代に即した県としての役割ということがあると思う。廃業というのも立派な選択だということも含めて、産業構造、あるいは事業転換が進むような形での役割の出し方が必要ではないかと考えている。

政府なり金融庁の市場化時代の対応については、少しずつ手は打たれているように思う。というのは、金余りがいつまでも続くわけではないので、今1年ぐらいのところというのは、株価市場を中心として一息つくことができる期間だと思う。東京スター銀行のIPOは終わったが、9兆円ほど入れた公的資金の処分については、含み益が出ている銀行について市場化原則で対応していくということで、いわばオプション権を国が取り戻して、適当なタイミングで、適当な条件で、国が主要行を中心とした優先株についての処分するということを行っている。これは、いわばポートフォリオを国が市場化原則でやるということである。

【須賀部会長】

本県を取り巻く地域の金融情勢等について、宇野委員にコメント願いたい。

【宇野委員】

全体的な、地域金融機関の動きについては、結論から言うと、厳しくなっている。幾つか要因があるが、要因の一つとしては、メガバンクの回復。あれだけの不良債権を処理して、攻めに転じてきている。宇都宮市で東京三菱銀行が営業所を出してきている。本来であれば、メガバンクは、復活したらもっと海外で頑張してほしいが、国内では都市圏重視だったものが、地方へ進出し中堅企業に入りこんでいることが、この1年で目立ってきた。そういう意味で言うと地域金融機関のライバルとして、メガバンクが地域にどんどん出てきているという状況で、当然、競争が厳しくなる。

二つ目に厳しくなっている状況の要因としては、これからの話であるが、10月3日から郵政公社の方で投資信託の窓販を始める。三つの投資信託を販売するわけであるが、郵貯の販売力は強力で、最近、個人向け国債を売ったら、3日間で2,500億円を売った。投信を売ると手数料が入るわけであるが、郵政公社が参入するとなると、かなりもうけを持っていかれる可能性がある。郵政公社は、まだ何も言っていないが、将来的には、例えば個人の住宅ローンあたりにも出てくる可能性というのは十分あるのではないかと。

最後に、一番の本業、メインである中小企業向けの貸し出しである。これは前よりよくなってきているが、これからどんどん伸びるという状況ではない。量的には、そんなに伸びる可能性は余りないと思うし、それ以上に厳しいのは、今低金利競争で、どんどん貸出金利が下がってきているので、ますますもうからなくなってきている。

一方で、預金の金利は、もうほぼゼロ金利なので下がらない。そうすると、金融機関としては、もうこれ以上安い金利でお金を集められないというぐらいの預金金利であり、一方で、貸出金利が下がってくるとなると、当然、収益を圧迫するということになる。そういう意味で、すごく厳しくなってきていると思う。

地域金融機関がもうける方法は四つあると思う。一つは、預金を企業に貸すということ。二つ目は、預金を集めたものを、これを個人に貸すこと、特に住宅ローンとして個人に貸す。三つ目は、投信を売ったり、保険を売ったり、ATMの手数料を得たり手数料でもうけること。四つ目が、集めた預金を有価証券の運用でもうけることと四つのもうけ方がある。一番目の企業に貸すというのは量的には増えなくて、しかも貸し出し金利が下がっているという逆風であるし、それから、二つ目の住宅ローン、これは唯一伸びている。ただ、長期的には郵政公社が入ってくる可能性もあるという状況になっているし、ここは金利競争になるので金利が低下している。三つ目の手数料は、郵政公社が10月から投信を販売するというので、ライバルが増えて厳しくな

ってくる。最後、四つ目の有価証券の運用、これも長期金利上がってこないので手詰まり状態。そういうことで、かなり全国的に厳しという状況である。

きょうの議題の中で、気になったのは、保証協会の数字である。立場上なかなかお話しできない部分もあると思うが、足利銀行の不良債権処理という意味で言うと、帳簿上は引き当てがかなり進んだので、帳簿上はかなり終わっていると思う。確かに破綻先もしくは実質破綻先と一番悪いところは、ある程度進んでいるが、破綻懸念先というところについては、まだまだこれからということだと思う。

逆にお聞きしたいのが、信用保証協会の財務状況がどのようになっているかということ。一生懸命地元の企業を助けようと思っ少し緩くすれば財務状況が悪化するし、堅くすれば当然黒字になるけれども、もし仮に足銀が、本当に最終処理したときにどうなのかなというのがちょっと心配である。例えばここ数年間の期間収益としての赤字、黒字とか、もしくはバランスシート上の累積の黒字、赤字がどのようになっているのか、それが全国平均と比べてどうなのか、なかなか難しい部分あると思うが、よろしくお願ひしたい。

【増山委員】

非常に難しい質問であるが、先ほど菊池委員と宇野委員が発言された足利銀行の不良債権処理が進んできた場合には、相当数代弁が出ることは想定されるが、やはり処理の時期の問題がある。例えば3年、4年かかるということになれば、仮に現在の代位弁済の数が3倍になったとしても、期間を3倍ぐらい増やしていけば、年当たりは余り大きく代弁はぶれないだろうなということをお話し申し上げた。それと、保証協会の当年度の収支差額、平成17年3月末については、既に新聞等で発表になっているが、収支差額2億1,200万円ということで、若干収支があったということである。

財務状況については、去年の5月頃に中小企業庁からプレス発表があって、赤字に対しては、10年間ぐらい耐えられる力がある、それだけの内部留保はあるということをお、中小企業庁で言っている。協会では、現在、国に了解をとらないで取り崩しができる可能額というのが63億円、それから金融安定化特別基金、これは、その部分で赤字が出た場合は取り崩しが可能なのが21億円ということで、当面は大丈夫かなと思う。ただ、不良債権の処理がどんどん進んでいき、例えば3年も、4年も赤字が出るということになると、当然地域のいろいろ関係機関も黙ってはいないわけで、何とか協会としても県と協調しながら、中小零細企業の債権を第一番にして、さまざまな手を打ちながら協会の収益もプラマイゼロぐらいにして推移できればいいなと思っている。ただ、年中赤字では困ってしまうので、県や関係機関の協力を得ながら、何とか経営を維持していきたいと思っている。

【須賀部会長】

本日は、今年度初めての部会ということで、県内の金融情勢、あるいは景気の実態等について、基本的な認識を持ち、必要な施策のためのアドバイスがあればということなので、特に何か具体的な提言を求められている部会ではないので、自由に議論いただいた。他に御意見があればお願ひしたい。

【佐藤委員】

保証協会の関連で、代位弁済にからんで、現実的には、どの程度回収が行われているのか。

【増山委員】

代位弁済は、当協会がすべて自己資金でお支払いするというわけではない。立て替

え払いをした後で、中小企業金融公庫に中にある保険部門から、保険金が支払われる。例えば、127億円代弁して、10億円回収したということになれば、保険金でもらった分については、中小企業金融公庫に割合に応じて返済をしていくということになる。ちなみに去年の回収額は、約29億円弱ということになる。今年も29億円弱の回収を目指している。

【小川委員】

先ほど条件緩和債権の話が出たが、17年3月末で財務局の検査を受け、条件変更の緩和債権が、緩和された部分がある。条件変更にしても、利払いだけにするとか、いろいろな方法があるが、財務局の方で言われるのは、基準金利の問題がある。このことについては、金融庁でも、財務局でも幾らがいいとは言っていない。私どもの方(信用組合協会)では、その基準金利の出し方が全くわからないから、信用金庫協会が出したものをそっくり引用して基準金利を出した。17年3月末では適当な金利というか、ある程度の金利は出たが、今年度は、17年3月末の倍ぐらいの基準金利になってしまい、到底利用できないので、いろいろ研究しているところであるが、この辺については、国でも指示がないので非常に困っている。今後、公認会計士とか、あるいは業界等の出方にもよると思うが、基準金利を適切に設定したいと思っている。

【須賀部会長】

かなり多方面の議論をいただき、御礼申し上げます。

私の感想について述べさせていただく。足銀の経営破綻以降、制度融資の拡充であるとか、あるいは再生支援の枠組みの構築など、県及び関係諸団体の適切な施策がとられたことによって、金融パニックはもとより、資金不足といった状態が起こらないで非常に安定した金融情勢が続けられたということで、そういう面では大変よかったと思う。県の説明でも、公的な融資制度、あるいはセーフティネットなどの施策についても、足銀破綻以降の状況の資金の申し込み状況は、峠を越えて安定状況に戻りつつあると言えるのではないかと。

一方企業の状況、特に中小零細を見ると、なかなか先行きの収益の見通し、あるいは需要の見通しもつかないということで、お金を借りてどんどん設備投資をしていくという状況ではない。業績不振企業には金融機関からのニューマネーがつきにくいという現状もあることから、事業性の評価への融資、あるいは先ほど条件変更を行った場合の、その後のニューマネーのつき方ということについて問題があるのではないかと。ということで、事業転換や事業再生の枠組みの整備とともに、運用の面でも金融機関や公的な補完的な制度についても、課題として残っているということであった。

金融機関については、これは一般論であるが、メガバンクの攻勢やゼロ金利が継続する中で、なかなか収益の確保は難しい、あるいはリスクに見合うスプレッドがとりにくいという状況もあるということで、この辺は引き続き全国の状況も踏まえてウオッチしていく必要があるのではないかなと思う。

今後の信用保証協会の代位弁済について、懸念される委員の意見が多かった。これは、先行き不透明な部分もあるけれども、やはり足銀の最終的な受け皿に移行するときの懸念もあり、受け皿については引き続き大きな課題であると思う。ただ、現状のところ、この部会で議論していただいた答申に関して、特に大きな考え方の変更、あるいは修正をするという事態ではないので、当面、事態の推移を見守っていくということになるが、新しい受け皿の融資の姿勢、あるいは資産の処理の姿勢というものについては、場合によって非常に大きな影響がでるのではないかと懸念を、委員各位が持っていると感じた。

【増山委員】

代位弁済が増えたということを強調したが、平成17年3月末の全国の実質的な代弁率というのは3.06%、これは保証の残高に代位弁済の請求を受けた額も合わせての率であって、栃木県は非常に増えたといっても、全国よりも少し低くて3.05%である。信金破綻の影響とその後の足銀の一時国有化の影響があって少し増えてきたが、全国ベースから見れば、栃木県はまだ低いということである。

【宇野委員】

ちなみに代弁のときの回収率は、全国平均及び栃木県はどのくらいか。

【増山委員】

回収率には、代位弁済した求償権を帳簿上から落とすという方法がある。それを行っている協会と、行っていない協会があり、回収率を一律で捉えられない。

【須賀部会長】

今回の意見の結果を踏まえて、次回以降、引き続きこの部会として検討を行ってまいりたいので、引き続きよろしくご協力をお願いしたい。

(部会閉会)